

＜肺＞臓器提供者（ドナー）適応基準 の法改正に係る主なご意見

1. 以下の疾患又は状態を伴わないこととする。
 - (1) 全身性の活動性感染症
 - (2) HIV抗体、HTLV-1抗体、HBs抗原、HCV抗体などが陽性
 - (3) クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い
 - (4) 悪性腫瘍（原発性脳腫瘍及び治癒したと考えられるものを除く。）
2. 臨床的に肺疾患が存在する場合には、移植の適応を慎重に検討する。
3. 肺の機能が良好であることが望ましい。
 - (1) 肺コンプライアンスが保たれている(注1)
 - (2) 肺の酸素化能が維持されている(注2)
4. 年齢：70歳以下が望ましい。
年齢について下限を設けるか。

注1：最大気道内圧<30 cm H₂O

（1回換気量 15ml/kg, PEEP=5 cm H₂O の条件下）

注2：PaO₂>300Torr（FI_O₂=1.0, PEEP=5 cm H₂O の条件下）

又は

PaO₂/FI_O₂>250~300Torr（PEEP=5 cm H₂O の条件下）

注3（案）：小児の肺の機能評価について

・胸郭の測定を行う

・予測肺活量の計算式を用いる

付記 上記の基準は適宜見直されること。